

東京大学大学院総合文化研究科 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 2名
2.	契約期間	2025年4月1日から5年間
3.	更新の有無	無
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科生命環境学系身体運動グループ 教養学部スポーツ・身体運動部会
7.	業務内容	1) 教養学部前期課程（1,2年生）の実習・実技授業、基礎実験実習 2) 大学院、教養学部後期課程（3,4年生）における教育・研究指導 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 （参考 博士修了/34万円～） 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 博士の学位を有する方（採用日までに博士の学位取得が確実な方を含む） 2) 学部教育、大学院教育、研究に熱意を持つ方 3) 採用日から対面での授業担当が可能な方
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成してください。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 <a href="https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf">https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf</a> 2) 業績リスト 3) 主要論文別刷3編以内 4) これまでの研究概要と今後の研究計画（日本語で2000字程度） 5) 教育経験と前期課程教育への抱負（日本語で1000字程度） 6) 本学での研究指導教員（紹介教員） 当部会所属の専任教員（当部会の教授及び准教授）を選択（事前に当該教員に連絡することが望ましい）
15.	提出方法	〈郵送での提出〉 封筒に「応募書類在中（助教）」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
16.	応募締切	2024年12月20日（金）必着 書類選考の上、若干名の方に面接選考を実施します。 ・書類選考後、若干名の方に駒場キャンパスにおいて面接選考を行います（2025年1月21日午後を予定）、その際の交通費・宿泊費などは自己負担

		<p>とさせていただきます。面接については、オンライン対応も事情によっては可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当部会では助教の雇用にあたって専任教員（当部会の教授及び准教授）の中から、研究指導教員（紹介教員）を選択していただくことになっています。適任教員がない場合には、問い合わせ対応教員とご相談ください。</li> </ul>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1          東京大学 大学院総合文化研究科 広域科学専攻 生命環境科学系          スポーツ・身体運動部会主任          久保啓太郎          TEL: 03-5454-6133          e-mail:kubo@idaten.c.u-tokyo.ac.jp</p>
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>